

戦後半世紀を前にした数年間、アジア・太平洋戦争をめぐる暴力の「記憶」はきわめてアクチュアルな問題として歴史の表層に噴出していた。今あえて二十年前の記憶をたぐり寄せてしまうのは、当時は意識もしなかつた妙にざらざらとした日常の空気を、少し違った風にしたがこの頃また感じ始めているからである。

湾岸戦争を受けて一九九二年に通称「PKO協力法」が成立した際には、加害であれ、被害であれ、戦争という巨大な暴力の「記憶」をとどめる人はまだ多く存命であり、成立に至る議論は文字通り世論を二分した。一九八九年に提訴された薬害エイズ訴訟にかかわる報道の中では、満洲第七三一部隊の存在が亡霊のごとく呼び覚まされた。一九九五年に沖縄で起こったアメリカ兵による婦女暴行事件は、「記憶」という言葉がまったく不似合いなほどに、半世紀の間持続されていた沖縄への日米合作の暴力を露わにする出来事であった。

また、中国残留日本人孤児の来日身元調査が毎年のようにニュースとなっていた一九八〇年代が過ぎ去り、一九九〇年代に入つてとりわけ前景化されてきたのが、「従軍慰安婦」問題であった。一九九三年の河野洋平内閣官房長官談話では、徴募の強制性を示す物証が見つからない中で、当事者（被害者）の「記憶」の信憑性に依拠して強制性が推認された。その結果、彼女たちの「証言」にはきわめて重大な政治的意味が付与され、それらの「証言」や「談話」が否認されるたびに、さらなる「証言」の要請とその否認が繰り返されることとなった。

一九九五年一月号の『現代思想』で、「戦争の記憶」がテーマとなったのはこうした時代背景ゆえだった。そこで高橋哲哉は、過酷な体験を公然と物語るよう強いることを、「第二の暴力」と指摘していたが、証言に対する「否認」の連続は、いわば「第三の暴力」である。いやむしろ、ことの全体がいまなお継続中の一つの暴力であると捉えるべきであろう。いずれにせよ、過酷な体験をみずから語ることでしか、その体験の真实性が証明できないとすれば、証言されるべき出来事はいつまでも真実に到達できない。「否認」は、ついに勝利するであろう。

しかし右の論考で高橋は、レヴィナスの議論を批判的に継承しつつ、こうした「満身創痍の証人たち」に代わって「私」Ⅱ「第三者」が証言することの可能性を模索している。(他者)の証言への応答として、「第三者」が、(証人に代わって証言する証人)となることは、本当に可能なのだろうか。

この頃に刊行された村上春樹の長篇『ねじまき鳥クロニクル』(新潮社、一九九四年、九五五年)は、戦争の「記憶」と「忘却」、あるいは「証言」の可能性と不可能性にかかわる問題系を正面からみずえたテキストであった。理由も分からずに妻や飼い猫が不在となった「僕」は、井戸の底で耳を澄ますことで、「満洲」の時空へと結ばれていく。完璧な消去であるために、もはやその暴力の痕跡さえ知りえないような「忘却の穴」(H・アーレント)に抗して、その穴の底で声を聞くことはできるのか。不在者の声なき証言に応答すること、あるいは、あまりに過酷であるがゆえに「記憶」さえも破壊されているような他者に代わってわれわれが語りうることとはいったい何だろうか。

日本では、メディア、義務教育、市民運動などの中で、原爆や空襲の被害(の証言)を継承する努力が続けられてきた。体験を持たない世代がそれをどう継承するかも真剣に議論されている。しかしそうした圧倒的な質・量の証言が語り継がれる一方で、加害の「記憶」や、(他者)たちの「記憶」はますます忘却され、一部の人間たちによって、その被害(の証言)は辱められてもきた。「記憶」のマジョリティーを構成し、その一員となることは、結果的に「忘却」を生み出してしまふ。かといって、誰もが同じ一つの歴史を共有することは不可能だ。戦後半世紀からさらに二十年。他者への想像力を欠いた「忘却」の共同体ではなく、互いの「記憶」を分かち持つための(開かれた場所)を構築することが求められているのではないだろうか。

(村田裕和)

* 高橋哲哉「満身創痍の《証人》——(彼女たち)からレヴィナスへ」『現代思想』一九九五年一月号、『記憶のエ

チカ——戦争・哲学・アウシュビッツ』(岩波書店、一九九五年/二〇一二年)所収。